

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社永松園	代表者名	永尾 庄一
主たる営業所の所在地	佐賀県嬉野市嬉野町下野甲1682-1		
許可番号	佐賀県知事許可 (般-2)第12141号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、し、園、水

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年3月14日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		
処分の内容（指示処分）			
<p>1 今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員及び職員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令を遵守する組織体制を整えること。</p> <p>(3) 建設業法及び関係法令に関する社内教育を、継続的に実施すること。</p> <p>2 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）について、速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	契約書及び変更契約書の不作成		
<p>株式会社永松園は、民間工事において、建設工事の請負契約を締結する際に建設業法第19条第1項に定める書面を相互に交付しなかった。また、同工事を変更するとき同条第2項に定める書面を相互に交付しなかった。</p> <p>このことは、同法第28条第1項本文に該当する。</p>			
その他参考となる事項			